（参考）

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業の概要等

１　計画概要

（１）目的

尾三衛生組合の現有施設である東郷美化センターは、ごみ焼却施設が平成９年 11 月、粗大・不燃ごみ処理施設が平成 11 年３月に竣工し、ごみ焼却施設は老朽化が進行していたため、平成 27 年度から令和元年度にかけて基幹的設備改良工事を実施している。令和３年度に「施設整備検討業務」を策定し、令和４年度に集約化までの整備方針を検討した結果、令和 16 年度稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととした。

本事業は、同組合の新たなごみ処理施設の建設を目的とするものである。

（２）事業者

尾三衛生組合

（３）事業実施想定区域の位置

愛知郡東郷町大字諸輪（もろわ）字百々（どうどう）51 番地 23

（４）事業規模

処理能力　約 191 トン／日

２　手続根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）

３　経緯

2025 年10月29日　配慮書の案の公告・縦覧（～11 月 27 日）
2026 年１月８日　配慮書の県への送付
１月16日　審査会の開催（諮問）
２月24日　尾張東部・尾三ごみ処理施設部会
３月３日　審査会からの答申
３月10日　配慮書についての知事意見の通知

４　今後の対応

事業者は、知事意見等を踏まえ、以後の環境影響評価の手続を実施します。

５　事業実施想定区域の位置

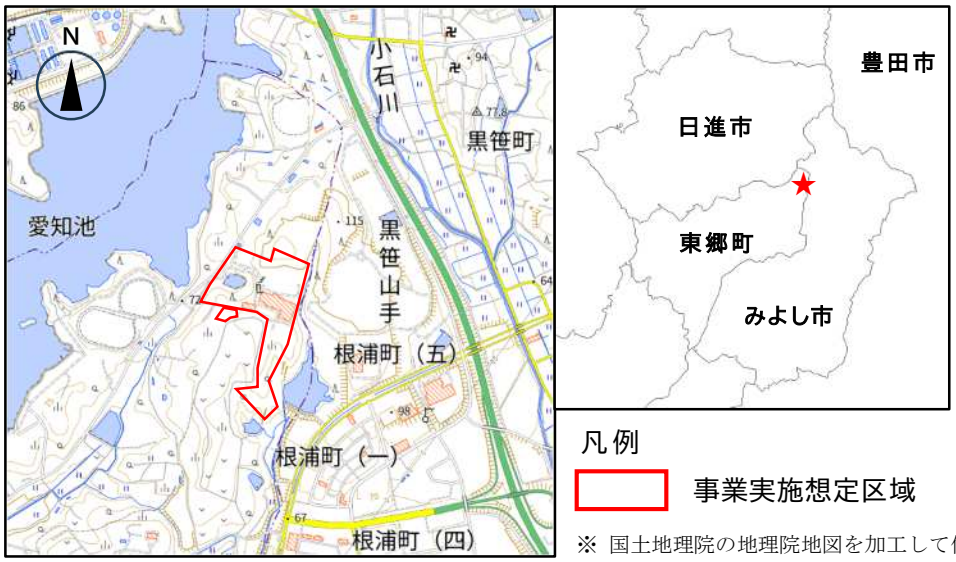

※ 国土地理院の地理院地図を加工して作成
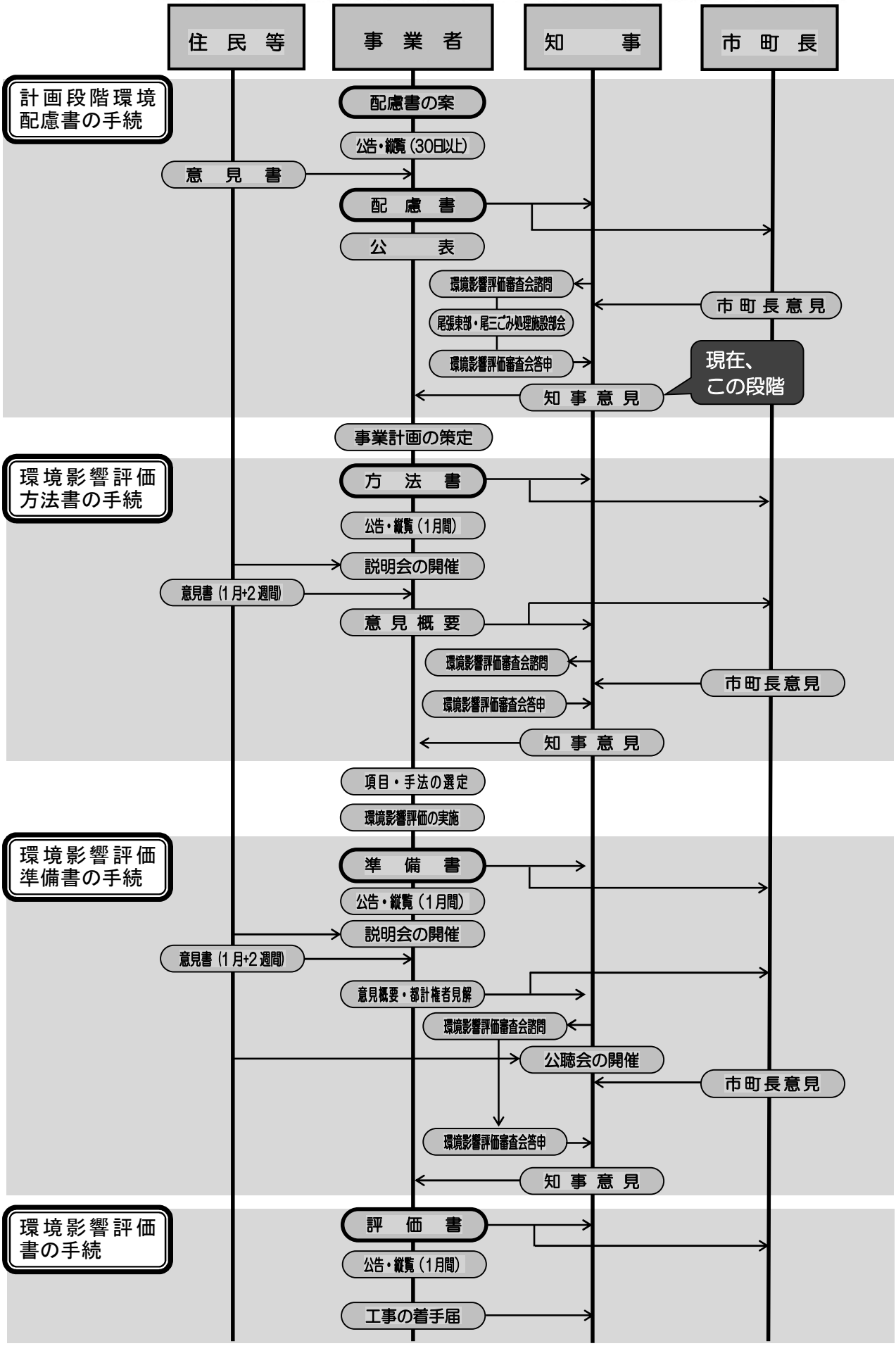
尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価の手続の流れ